

# 最近の金融監督行政上の諸課題について



平成19年11月  
金 融 庁

# 1. 金融規制の質的向上に向けて

# 1. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の4本柱

## 1. ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ

- ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督とは、二者択一ではなく、相互補完的

## 2. 優先課題の早期認識と効果的対応(重要性の原則)

- 深刻な問題がひそんでいる分野、将来大きなリスクが顕在化する可能性がある分野を、先を見越してできるだけ早く認識し、行政資源を効果的に投入

## 3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

- 各金融機関自身の創意工夫の尊重、インセンティブを内包した仕組み・枠組みの導入等

## 4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

- 当局からの情報発信の強化等を通じ、行政対応について、金融機関の側から見た予測可能性を向上

## 2. 当面の5つの取組み

### 1. 金融機関等との対話の充実

— 明確な問題意識に基づいた対話の実践、新たな対話チャネルの構築 等

### 2. 情報発信の強化

— 検査・監督の方針・行政対応事例集等の積極的公表やノーアクションレター制度の活用、内外の講演会・意見交換会・出版メディアなど多様なチャネルを通じた情報発信 等

### 3. 海外当局との連携強化

— 国際的な規制・監督の整合性の確保、グローバルな動向についての情報共有や連携の促進 等

### 4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

— 庁内の調査機能の強化、市場関係者・日本銀行・外国監督当局等との対話・連携の促進 等

### 5. 職員の資質向上

— 研修の充実などを通じたスキル・専門性の向上、官民の人材交流 等

### 3. 我が国金融セクターの状況変化(金融行政の局面のシフト)

時代区分	2000	2002	2005	2007	今後	金融規制の質的向上 (ベター・レギュレーション)
金融システムの安定	<b>金融システム不安</b> 97年 銀行・証券会社の連続破綻 10~11月 (拓銀、山一証券等) 98年 長銀破綻・日債銀破綻		<b>不良債権問題</b> (主要行)2002年3月期:8.4% → 2005年3月期:2.9% (地域銀行) " :8.0% → " :5.5%		<b>公的資金の返済加速(05年~)</b> (返済額面8.8兆円、処分益1.3兆円、配当等0.7兆円)	[課題] ●リスク管理の定着と高度化 ●新しいタイプのリスクへの対応 ↓ 各金融機関の自助努力
	* 早期是正措置の導入(98年) * 検査マニュアルの導入(99年) * 主要行の特別検査(01年) * 公的資本増強制度の整備、注入(98~02年:10.4兆円) * 預金全額保護の原則廃止(02年) * ペイオフ解禁(05年) * バーゼルⅡ導入(07年)					
利用者保護・利用者利便の向上	<b>○金融商品の販売チャネルの多様化</b> * 投信の銀行窓販(98年) * 保険の銀行窓販(01年)		<b>○証券仲介業の導入(04年)</b> * 銀行代理業の開放(06年)		<b>生損保の不払い問題</b> <b>銀行における態勢不備</b>	[課題] ●持続的・継続的な顧客保護態勢の確立 ●質の高いサービスを競い合う競争環境の構築 ↓ 各金融機関の自助努力
	* 外為証拠金取引の被害増加 * 金融先物取引法改正(04年) * 保険会社への行政処分、監督指針の改正(05年~) * 銀行への行政処分、監督指針の改正(優越的地位の濫用、不動産審査、投信販売など:06年~)					
公正・透明な市場の構築	<b>○「日本版ビッグバン」の進展</b> * 金融システム改革法(98年) (証券会社の登録制移行、売買委託手数料自由化、金融商品・投資対象の多様化など)		<b>非違事例の発生</b> ・西武、カネボウ(05年) ・ライブドア、村上ファンド(06年)		<b>証券会社の誤発注・取引所のシステム障害(05~06年)</b>	[課題] 市場仲介者(証券会社等)の行為規範の確立 ↓ 各金融機関の自助努力
	* 課徴金制度の導入・拡大(05年) * 金融商品取引法成立(06年) (TOB、大量保有報告の見直し) 四半期報告、内部統制導入 * 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」論点整理(06年) * 改正公認会計士法(07年)					

## 4. ルール・ベース・アプローチの例(証券取引法の事例)

### 証券取引法における行為規制(義務規定及び禁止規定)の例

#### 【金融機関に対する規制】

- (例) 第40・41条 取引説明書・取引報告書の交付義務  
第42条  
一～四 断定的判断の提供による勧誘の禁止 等  
第42条の2 損失補てん等の禁止  
第45条 証券会社と親子関係にある法人との取引の制限  
(アームズ・レングス・ルール等)  
第46条 証券会社が引受人となった有価証券の買い手  
への信用供与の禁止  
第47条 顧客資産の分別保管義務  
等

#### 【不特定多数の市場参加者に対する規制】

- (例) 第158条 風説の流布、偽計の禁止  
第159条 相場操縦的行為の禁止  
第166条 インサイダー取引の禁止  
等

違反した場合、  
行政処分または  
刑罰等(一部)の対象

違反した場合、  
課徴金または  
刑罰等の対象

行為規制の  
具体的内容を  
規定

## 5. プリンシプルの例 – 規制対象先に対する諸原則(UKFSA)【仮訳】

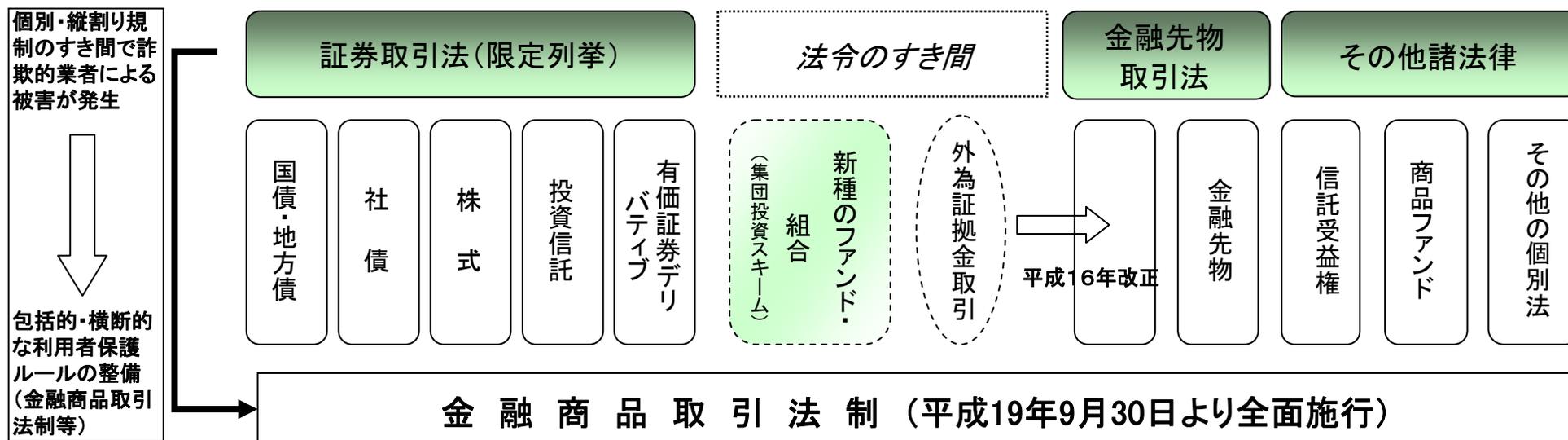
1. 規制対象先はその業務を誠実に行わなければならない。
2. 規制対象先はその業務を適切な能力と注意と勤勉さを以って行わなければならない。
3. 規制対象先は、妥当なリスク管理制度により責任を持って効果的に自身に関することを運営し管理するために合理的な注意を払わなければならない。
4. 規制対象先は妥当な財源を維持しなければならない。
5. 規制対象先は市場における行為について適正な基準を遵守しなければならない。
6. 規制対象先は、顧客の利益に対し適切な関心を払うと共に公平に扱わなければならない。
7. 規制対象先は、その顧客の必要な情報に適切な注意を払わなければならない、顧客と明確かつ公平で誤解を招かないようにコミュニケーションしなければならない。
8. 規制対象先は、自身と顧客の間、また、顧客とその他の顧客の間の、利益相反を管理しなければならない。
9. 規制対象先は、自身の助言や、自身の判断に頼るべき顧客のための裁量的決定について、それらの適切性を確保するため責任ある注意を払わなければならない。
10. 規制対象先は、その責任があるときは顧客の資産の妥当な保護を図らなければならない。
11. 規制対象先は、オープンで協力的に規制当局者に対処しなければならないと同時に、UKFSAが知られることを合理的に期待する規制対象先に関する事項についてUKFSAに対し適切に開示しなければならない。

## 6. プリンシプルの例 - 各業法や監督指針に示されている原則等

	銀行業	保険業	金融商品取引業
目的規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信用秩序の維持、預金者等の保護、金融の円滑</li> <li>○ 銀行の業務の健全かつ適切な運営 (以上、銀行法1条1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険契約者等の保護</li> <li>○ 保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正 (以上、保険業法1条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資者の保護</li> <li>○ 金融商品の公正な取引、公正な価格形成</li> <li>○ 金融商品取引業者及び金融商品取引所の適切な運営等 (以上、金商法1条)</li> </ul>
処分規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行の業務若しくは財産の状況に照らし、業務の健全かつ適切な運営を確保 (銀行法26条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険会社の業務若しくは財産の状況に照らし、業務の健全かつ適切な運営を確保 (保険業法132条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護を確保 (金商法51条)</li> </ul>
実効的な経営管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われること (主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われること (保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令等遵守態勢の整備等に努め、投資者保護に欠けることのないよう経営を行うこと (金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1)</li> </ul>
財務の健全性維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、当該業務に係る収支の見込みが良好であること (免許の基準)(銀行法4条2項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、当該業務に係る収支の見込みが良好であること (免許の基準)(保険業法5条1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要な水準に満たない者 (登録の拒否基準)(金商法29条の41項)</li> </ul>

# 7. ルール・ベースの有効性の維持

## 【ファンド規制】



## 【公開買付制度・大量保有報告制度】

取引形態や取引手法の多様化・  
高度化への対応

- 公開買付制度の見直し(17年7月施行)
  - ・ 市場内の立会外取引について、一定の場合に公開買付規制を適用
- 公開買付け制度の見直し(18年12月施行)
  - ・ 脱法的な態様の取引への対応、投資者への情報提供の拡充、買収防衛策発動の際などにおける公開買付けの撤回等の柔軟化など
- 大量保有報告制度の見直し(18年12月等施行)
  - ・ 機関投資家に係る特例報告制度に関し、その報告期限・頻度の短縮など

ルール・ベースの有効性を維持するためには、ルールのすき間が生じないように、迅速な対応が重要。

## 8. 金融上の行政処分について(19年3月1日公表、抜粋)

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

上記考え方に基づき、業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証。

#### ① 当該行為の重大性・悪質性

- ◎ 公益侵害の程度
- ◎ 利用者被害の程度
- ◎ 行為自体の悪質性
- ◎ 当該行為が行われた期間や反復性
- ◎ 故意性の有無
- ◎ 組織性の有無
- ◎ 隠蔽の有無
- ◎ 反社会的勢力との関与の有無

#### ② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

- ◎ 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
- ◎ 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ◎ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ◎ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

#### ③ 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由の有無。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ① 改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、
  - ② 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
  - ③ 業務を継続させることが適切かどうか、
- 等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定。

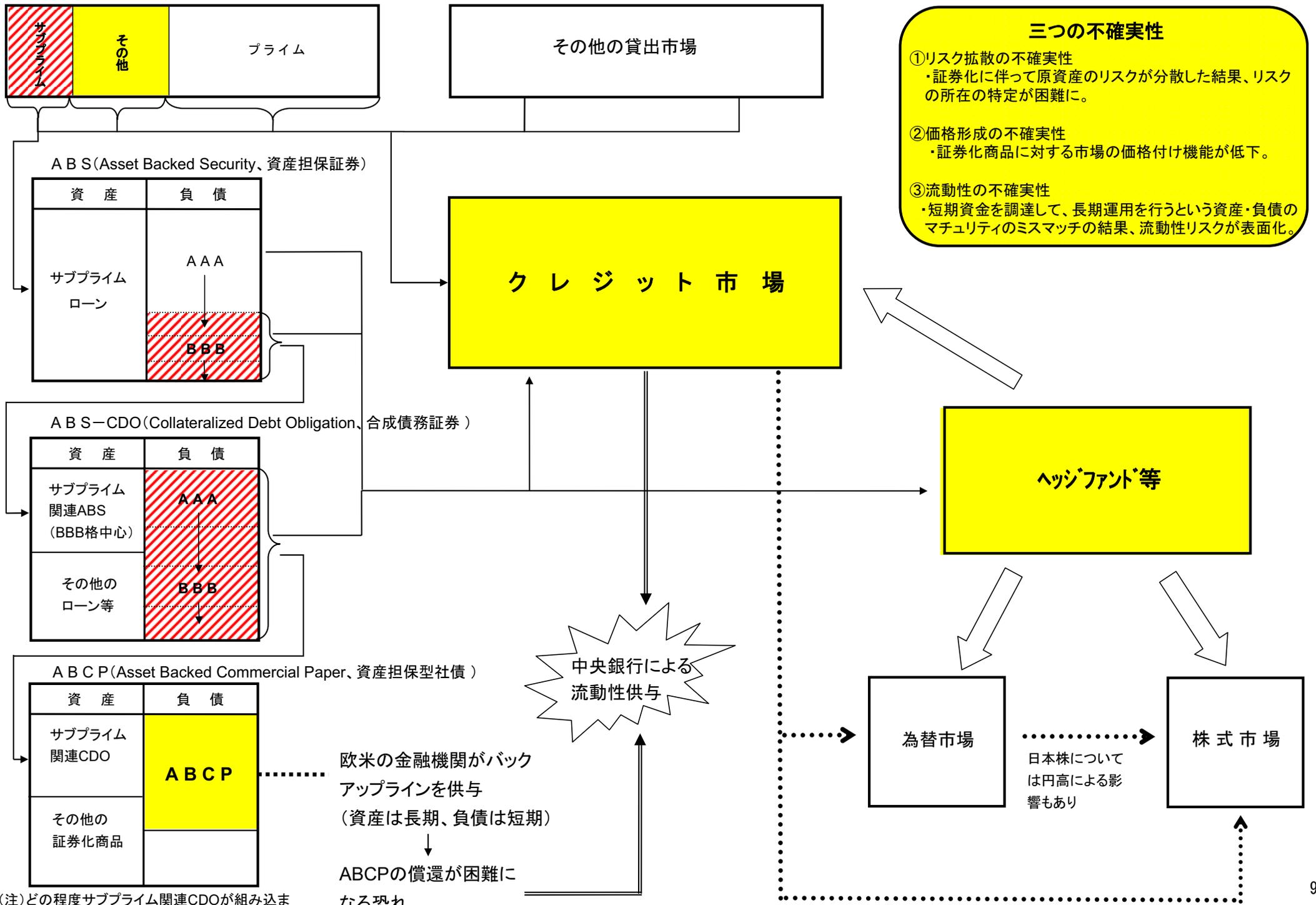
### ○ 事後のフォローアップ

行政処分は、処分そのものが目的ではない。そのため、処分の際に提出を求めている業務改善計画に基づいて、ガバナンス等に関する金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力。

## 2. サブプライムローン問題について

# 9. サブプライムローン問題の鳥瞰図

米国住宅ローン市場



## 10. サブプライムローン問題を巡るこれまでの主な動向

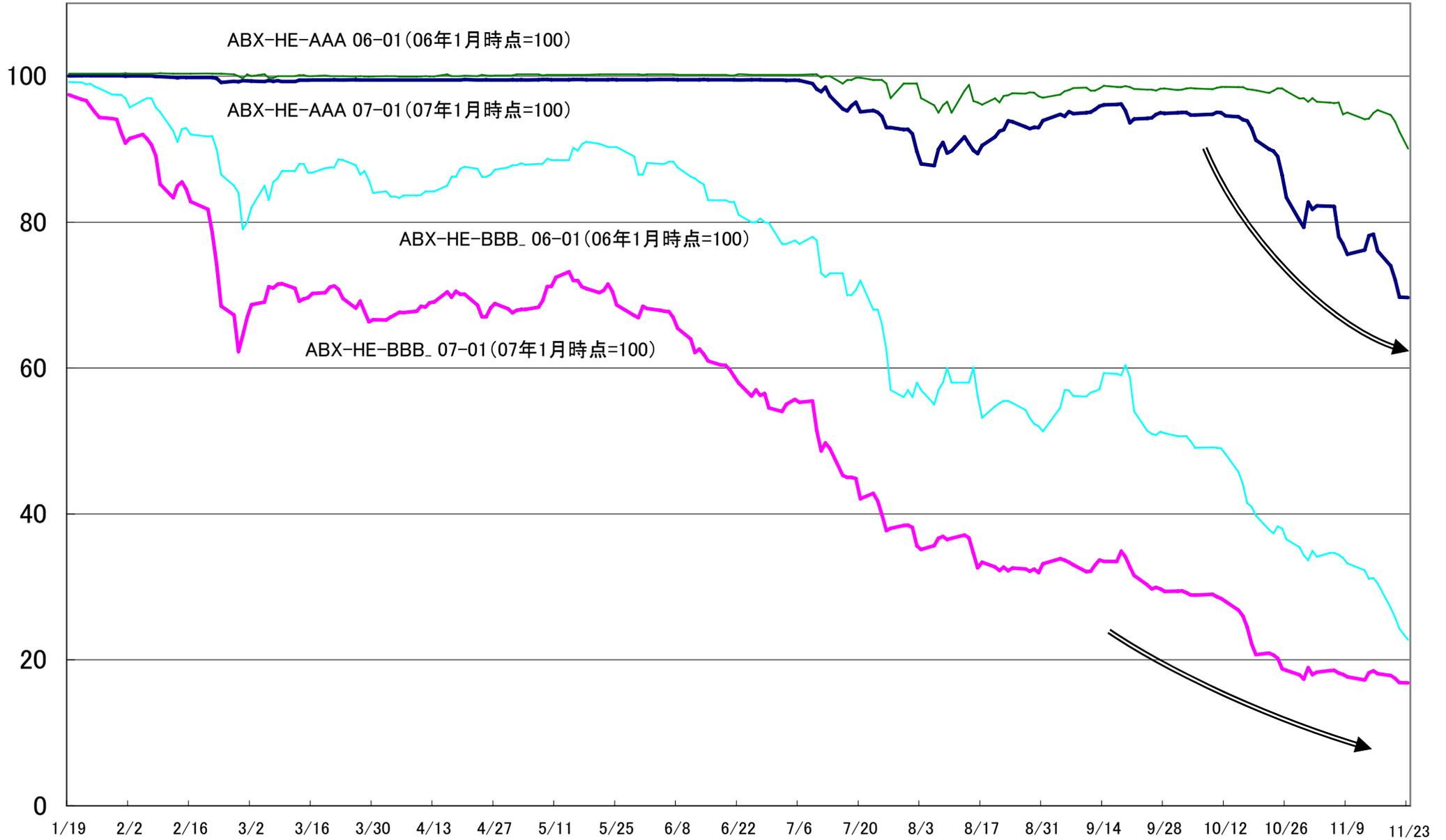
- 6月22日(金) ベアスターンズが経営危機に陥った傘下のヘッジファンド2社を救済するため、約32億ドル(3,700億円)の拠出を発表
- 7月10日(火) 米格付け会社が、サブプライムローンを担保とした債券の格付けを一斉引き下げ
- 7月19日(木) バーナンキ議長が、サブプライム問題による損失が最大1,000億ドル(11兆4,100億円)に達する可能性があると言
- 7月25日(水) 野村ホールディングスが726億(本年1～6月)の損失を発表
- 8月02日(木) IKB(ドイツ産業銀行)が、独政府系の復興金融公庫から支援を受けると発表
- 8月09日(木) BNPパリバが傘下のヘッジファンドについて純資産価値の算出、募集・償還を凍結
- ECBが短期市場に約950億ユーロ(14兆7,500億円)を供給
- FRBが短期市場に約240億ドル(2兆7,400億円)を供給
- 8月17日(金) 日経平均株価が急激に下落(875円下落⇒15,273円に)
- 独・ザクセン州立銀行が、傘下ファンドの資金調達が困難になったことにより、独銀行団から173億ユーロ(2兆6,900億円)の信用枠を受けたと発表
- FRBが公定歩合を緊急に0.5%引き下げ、5.75%とすることを決定(FF金利は5.25%)
- 8月23日(木) BNPパリバが傘下の3つのヘッジファンドの凍結を28日以降順次解除すると発表
- 8月24日(金) FRBが金融機関向け貸付の担保にABCPを追加
- 8月31日(金) ブッシュ大統領が住宅保有者に対する差押え防止のための新措置を発表

- 9月14日(金) 英中銀が英中堅銀行ノーサン・ロックを救済する緊急融資の実施を発表。(17日(月) 預金全額保証措置を実施)
- 9月18日(火) FRBがFF金利の誘導目標を0.5%引き下げ、年4.75%とすることを決定
- 9月中旬 米系の一部投資銀行(モルガンスタンレー等)が6-8月期決算を発表し、サブプライム関連の多額の損失を計上
- 9月24日(月) IMFが「国際金融安定性報告書」でサブプライム関連の損失が約2000億ドルに上る可能性があると言
- 10月15日(月) 野村HDがサブプライムローン証券化事業の損失が原因で7-9月期決算で400～600億円の赤字に転落すると発表
- シティグループ、バンクオブアメリカ等がサブプライムローン関連商品を買取るための基金の設立を発表(約1000億ドル規模)
- 10月19日(金) G7にて、「サブプライム問題による市場の影響は、暫くの間、継続される」との共同声明を発表
- 10月31日(水) FRBがFF金利の誘導目標を0.25%引き下げ、年4.5%とすることを決定
- 10月末まで 欧米の金融機関が7-9月期決算を発表
- 11月8日(木) バーナンキ議長が、議会において、サブプライム問題による損失が最大1,500億ドル(約17兆円)に達する可能性があると言
- 11月中旬～ 邦銀が中間決算を発表
- 11月21日(水) OECDが「金融市場動向レポート」でサブプライム関連の損失が約3000億ドルに上る可能性があると言

### ～ 今後の見通し ～

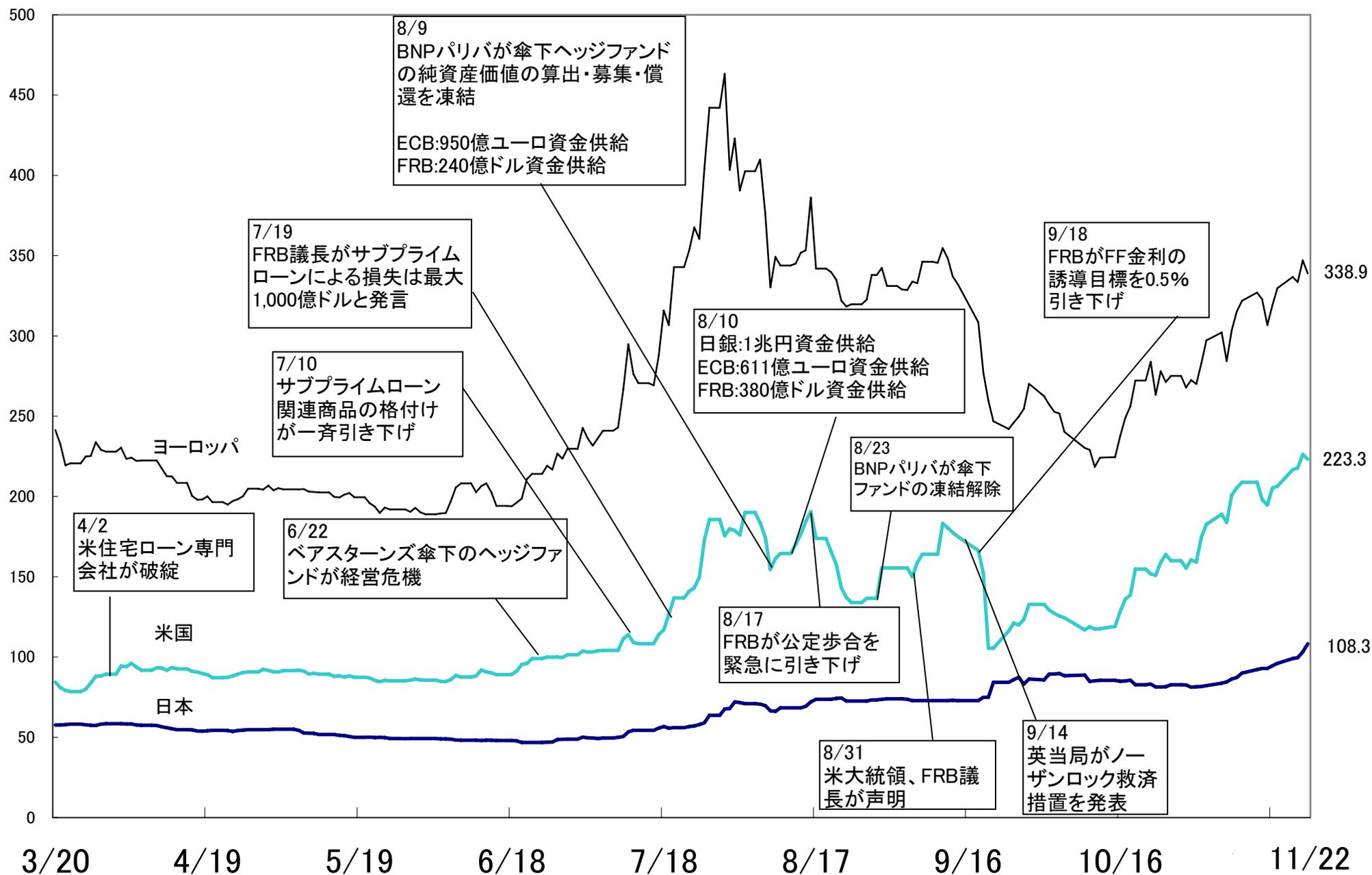
- 年末以降 2005年末以降に貸し出されたサブプライムローンの借入金利が順次更改(固定→変動へ)

# 11. ABX-HE指数の格付別推移

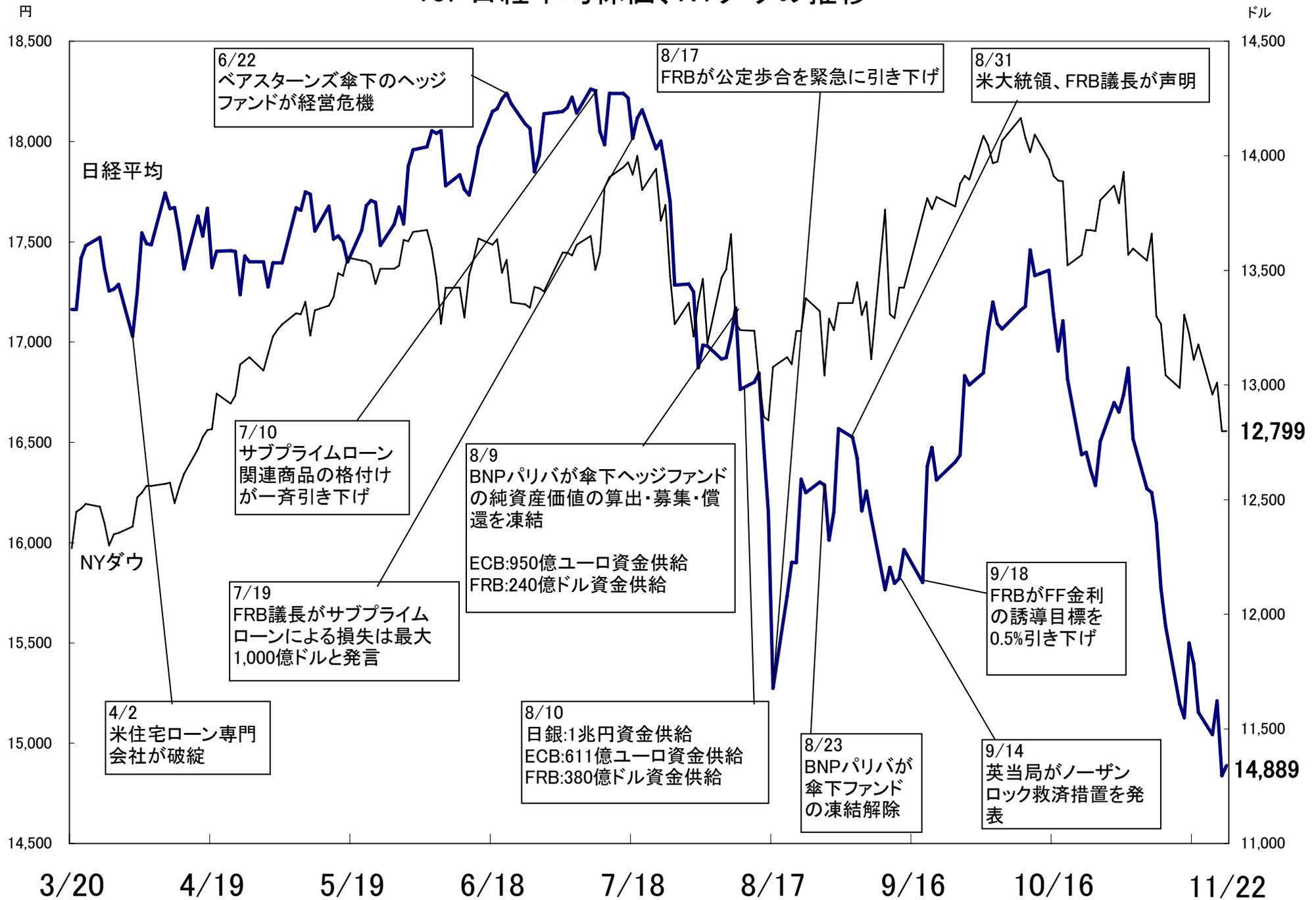


(注) ABX-HEとはMark it(民間会社)が、サブプライム・モーゲージ担保証券のうち、流動性の高い銘柄を集めて作成したインデックス。  
 06-01シリーズは、05年後半に組成されたサブプライム・モーゲージ担保証券を集めて作成したインデックス。  
 07-01シリーズは、06年後半に組成されたサブプライム・モーゲージ担保証券を集めて作成したインデックス。

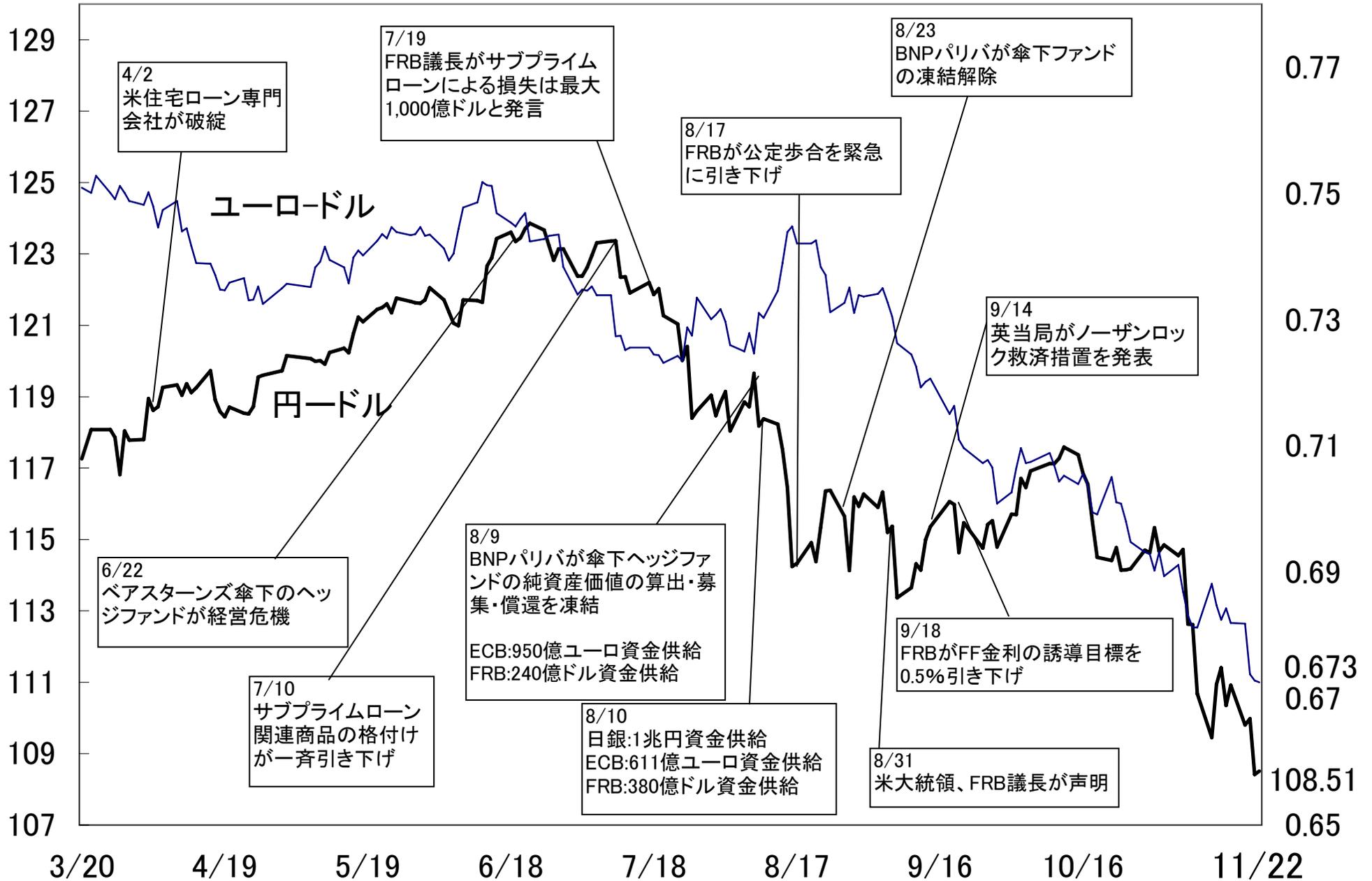
## 12. 日米欧のCDSインデックスの推移



### 13. 日経平均株価、NYダウの推移



# 14. 為替相場(円-ドル、ユーロ-ドル)の推移



## 15. 標準的手法におけるファンドの取扱い

ファンド内の資産構成を把握(ルックスルー)できる場合

- 旧規制と同様に、ファンド内の個々の資産の信用リスク・アセットを算出し、足し上げ

ファンド内の資産構成を把握することが困難であるが、大枠は把握可能な場合

- 旧規制と同様に、ファンドに含まれ得る資産のうち、最大のリスク・ウェイトを適用
  - ソブリン向け債権(AAA~AA-格) = 0%
  - 我が国の政府関係機関向け債権等 = 10%
  - 銀行・事業法人(AAA~AA-格)向け債権等 = 20%
  - 住宅ローン = 35%
  - 銀行・事業法人(A+~A-格)向け債権等 = 50%
  - 銀行・事業法人(BBB+~BB-格)向け債権等 = 100%
  - 90日以上延滞債権(個別引当率20%未満、住宅ローン以外) = 150%
  - 証券化商品(BB+~BB-格:投資家の場合) = 350%
  - 証券化商品(無格付、劣後部分) = 自己資本控除

(例1)ファンド内の個々の資産を把握することはできないものの、証券化商品が含まれていないことが分かっている場合 → 150%のリスク・ウェイトを適用

(例2)ファンド内の個々の資産を把握することはできないものの、証券化商品と不良債権が含まれていないことが分かっている場合 → 100%のリスク・ウェイトを適用

## 16. わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について

(単位:兆円)

大手行等の Tier1 及びサブプライム関連商品等保有額・評価損益は連結ベース

	Tier1 (19年3月末)	実質業純 (19年3月期)	株式評価損益 (19年9月末)	サブプライム関連商品等保有額						サブプライム関連の ABCP プログラム
				うちサブプライム関連ビジネス			うちサブプライム関連ビジネス			エクスポージャー
				簿価 (9月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減 損等(4,9月 期))	簿価 (9月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減 損等(4,9月 期))	
大手行等	23.3	3.6	8.0	1.2	▲0.1	▲0.1	0.1	0	▲0.02	0.2
地域銀行	12.6	2.0	4.2	0.11	▲0.006	▲0.009	—	—	—	—
信用金庫・ 信用組合	6.9	0.7	0.2	0.02	▲0.001	▲0.01	—	—	—	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、わが国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。また、上記計数は、10月以降の追加損失を含んでいない。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」は主要行及び農林中央金庫。

(注3)中間決算未発表の金融機関の評価損には、現時点の内部管理上の数値も含まれ、最終的に監査法人と協議の上、(中間)決算で確定する。

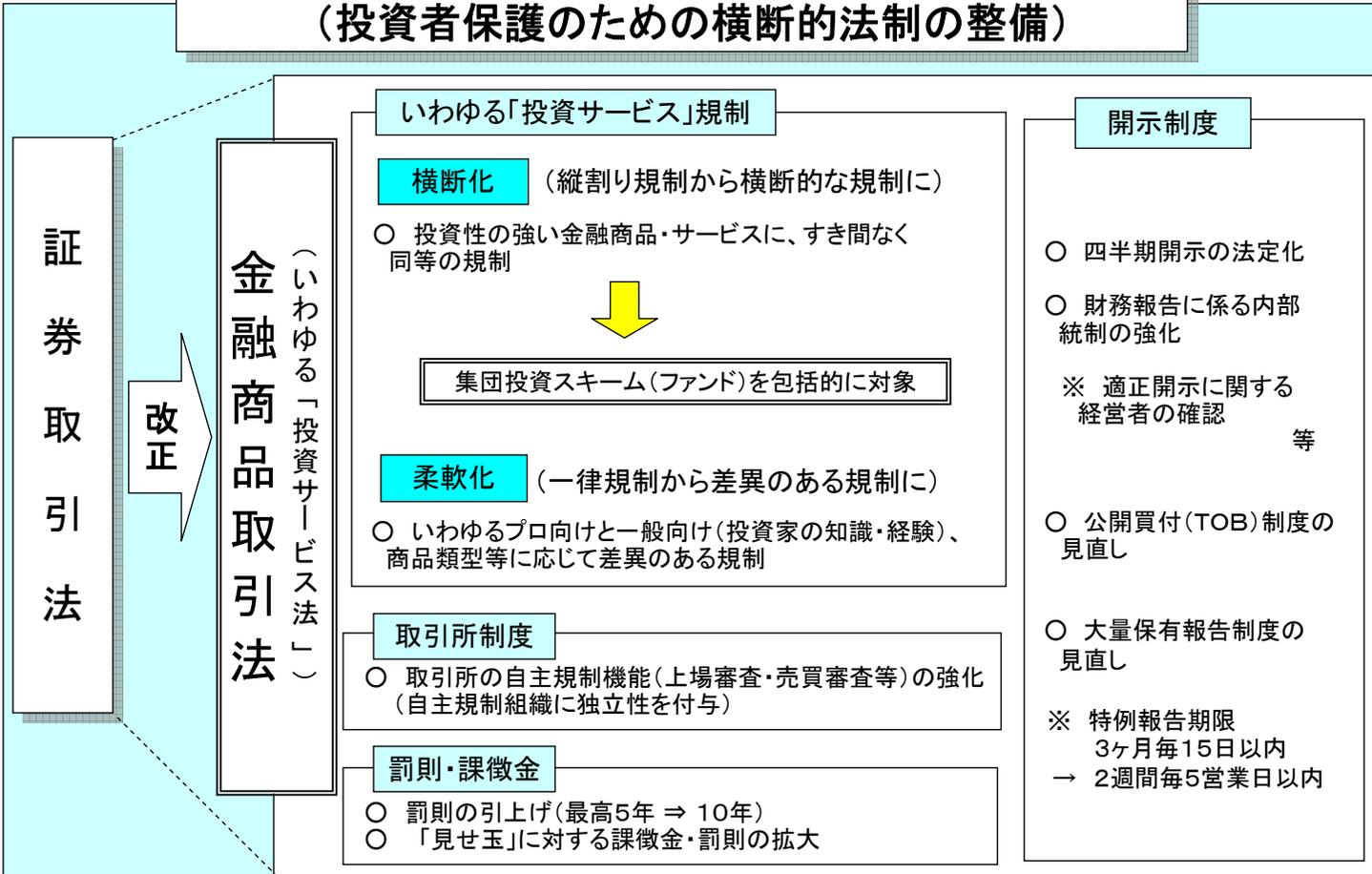
(注4)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額は、連結ベースのため、大手行等に含まれている。

### 3. 金融商品取引法について

# 17. 金融商品取引法の概要

## 証券取引法等の一部を改正する法律 (投資者保護のための横断的法制の整備)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



(注)「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用。

- 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法
  - 保険業法
  - 商品取引所法
  - 不動産特定共同事業法
- 等
- 利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制を適用

1. 以下の法律を廃止
  - ・ 金融先物取引法
  - ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
  - ・ 抵当証券業の規制等に関する法律
  - ・ 外国証券業者に関する法律
2. 関係法律の規定の整備
  - ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律 (いわゆる商品ファンド法)

・ 金融商品販売法  
説明義務の拡充等  
⇒ 損害賠償額の推定 (元本欠損額)

# 18. 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

従来の業態別の監督指針から金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針へ

基本的考え方

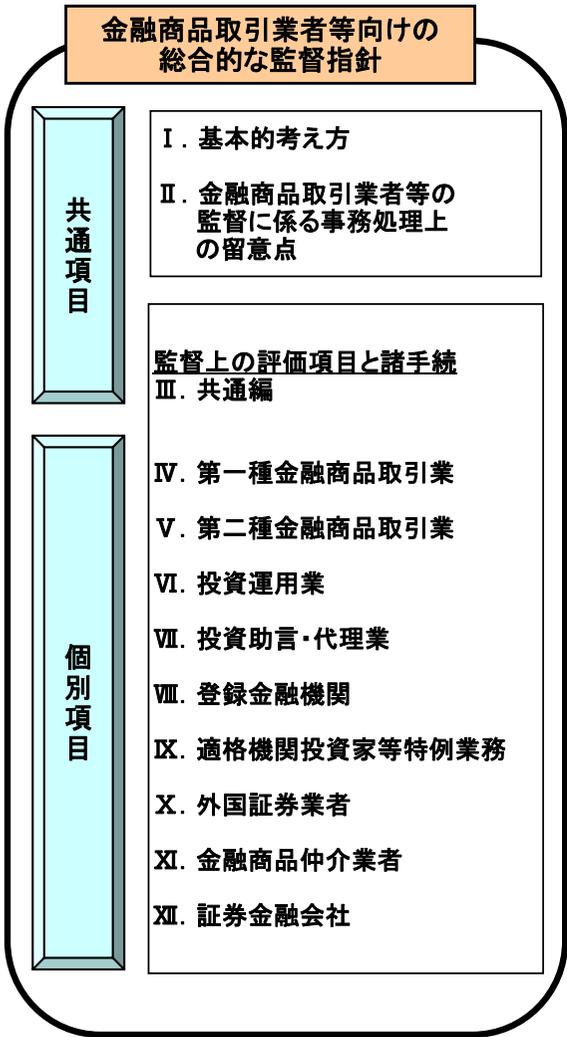
①証券会社向けの総合的な監督指針

②金融先物取引業者向けの総合的な監督指針

③事務ガイドライン：投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

④事務ガイドライン：証券投資顧問業者の監督関係

新しい監督対象（ファンド等）



目的

趣旨

- 金融商品取引業の健全・適切な業務運営確保
- 公正な金融商品等の取引や有価証券の円滑な流通等の確保
- 市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場機能の十全な発揮・公正な価格形成等を確保
- 国民経済の健全な発展・投資者の保護

金融商品取引法制の下で、多様化している金商業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことで「貯蓄から投資へ」の動きを加速し、以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と、内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資する。

1. 強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムの実現（間接金融中心の金融システムの脆弱性回避）
2. リスクマネーの円滑な供給とイノベーションの促進
3. 厚みのある市場の実現による資本の効率性・企業の収益性の向上
4. 多様な運用手段の提供による多彩で豊かな社会の実現

金融商品取引業者等に係る事務処理上の留意点

1. 一般的な監督事務
2. 監督部局間・検査部局との連携
3. 自主規制機関との連携  
⇒情報交換等を通じた問題意識等の共有  
金商業者からの暴力団等の排除に関する協力
4. 法令解釈等外部からの照会への対応
5. 行政処分を行う際の留意点  
⇒業務改善命令、停止命令等の処分を検討する際には、行為の重大性・悪質性、行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性を勘案すること

# 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

## 監督上の評価項目と諸手続

### 共通項目

1. 法令遵守態勢
2. 勧誘・説明態勢
  - 広告等の規制
    - ・重要事項(手数料情報、リスク情報等)の明示
    - ・「リスクがある旨」などについて大きな字で明瞭・正確な表示
    - ・誇大広告(断定的判断や利回り・損失保証と誤解させる表示等)をしていないか
    - ・広告審査体制
  - 顧客に対する説明態勢(セミナー等での説明を含む)
    - ・適合性原則を踏まえた説明態勢の整備
3. 顧客情報の管理
4. 本人確認、疑わしい取引の届出義務
  - ・本人確認や「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢整備
5. 事務リスク管理態勢
6. システムリスク管理態勢
7. 危機管理態勢
8. 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置
9. 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等

### 第一種金融商品取引業

1. 経営管理
  - 役員の適格性、業務を適確に遂行する人的構成
    - ・役員についての欠格事由等
    - ・役職員に関する知識・経験・暴力団との関係、禁錮以上の刑(詐欺罪等)を踏まえて、人的構成の適格性を検討

【Fit & Proper原則】
2. 財務の健全性等
  - 自己資本規制比率の正確性等
3. 業務の適切性
  - 有価証券関連業及び店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性
4. 市場仲介機能等の適切な発揮
  - 市場仲介者のオペレーションの信頼性向上
  - 発行体・投資家へのチェック機能の発揮
  - 市場プレイヤーとしての自己規律の維持
5. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証
6. 承認及び届出等

### 投資運用業

1. 経営管理
  - 【Fit & Proper原則】
2. 業務の適切性
  - 投資一任業に係る業務の適切性
    - ・業務執行態勢
    - ・誇大広告の禁止等
  - 投信委託業等に係る業務の適切性
  - ファンド運用業に係る業務の適切性
  - 不動産ファンド運用業の特に留意すべき事項
    - ・不動産のデューデリジエンス態勢の適切性
    - ・利益相反防止態勢
  - 投資法人の業務の適切性
    - ・役員会が形骸化していないか等
3. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証

### 第二種金融商品取引業

1. 経営管理
  - 【Fit & Proper原則】
2. 業務の適切性
  - ファンドに関する説明義務に係る留意事項
    - ・ファンドに関するスキーム、事業の概要についての説明がなされているか(マルチ商法やねずみ講まがいに注意)
  - 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性
3. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証

### 投資助言・代理業

1. 経営管理
2. 業務の適切性
  - 誇大広告の禁止
  - クーリングオフ
  - 兼業業務に係る優越的地位の濫用防止
3. 登録

### 適格機関投資家等特例業務

- 業務の適切性
- 勧誘説明態勢
    - ・虚偽の表示・説明の禁止
  - ファンド運用業者へのモニタリング調査
    - ・ファンド名
    - ・ファンドの種類
    - ・運用財産総額

# 19. 平成19事務年度金融商品取引業者等向け監督方針の概要

## 【現状認識】

「貯蓄から投資へ」の流れを加速させるとともに、我が国金融・資本市場の活性化・国際競争力の強化が必要。また、金融機関の自助努力の重要性が従来以上に高まっている。

「金融規制の質的向上」の実現

## 【金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）】

- (1) ルール・ベースとプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
- (2) 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- (3) 金融商品取引業者等のインセンティブの重視
- (4) 行政対応の透明性の向上

## 【重点事項】

### 金融商品取引業者の監督

#### 1. 適正な業務運営態勢、人的構成の確保

- 円滑かつ厳正な登録事務
  - ・人的構成のチェック
  - ・自主規制機関への加入の有無に関するチェック
- 態勢整備等
  - ・常時適正な業務運営態勢、人的構成を自らの責任で確保すること

#### 2. 高度で強固な法令等遵守態勢・リスク管理態勢の整備

- 法令等遵守態勢
- リスク管理態勢
- 内部監査部門の検証

#### 3. 利用者保護

- 適切な勧誘・説明の確保
  - ・特定投資家と一般投資家の適切な審査、適合性原則
  - ・広告規制
- 態勢整備等
  - ・特定投資家と一般投資家の審査態勢、事後的な検証態勢
  - ・適合性原則遵守のための顧客管理態勢、広告審査態勢、苦情処理態勢
  - ・自主的な取組みを尊重しつつ、態勢整備を検証

#### 4. 顧客情報管理

- 漏えい、滅失又はき損の発生の有無、不当な共有の有無
- 顧客情報管理態勢等

#### 5. 金融コングロマリットの経営管理

### 各業種における監督

#### 1. 第一種金融商品取引業

- 業務の適切性の確保
  - ・広告規制、不招請勧誘の禁止
  - ・自己資本比率の正確な計算
- 態勢整備等
  - ・証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮
  - ・投資銀行業務、プリンシパル投資業務を行っている場合の利益相反防止

#### 2. 第二種金融商品取引業

- 集団投資スキーム(ファンド)に関する説明状況の検証

#### 3. 投資運用業務

- 業務執行体制
- 広告規制
- 不動産ファンド運用業者のデューデリジェンス態勢、利益相反防止態勢
  - ※ 適正な価格形成機能の発揮のための措置。個別不動産価格に影響を与えること等を企図しているものではない。

#### 4. 投資助言・代理業

- 広告規制等

### 登録金融機関の監督

#### 1. 優越的地位の濫用防止

- 優越的地位の濫用防止
- 登録金融機関の態勢整備等

#### 2. 投資信託等の販売における留意点

- 預金等との誤認防止
- 過誤があった場合の誠実かつ公正な顧客対応

#### 3. 情報管理態勢

- クレジットデリバティブ取扱い部門と融資部門との間の情報管理、利益相反防止態勢

### ファンドに関する留意点

ファンドは、我が国金融・資本市場の国際化への貢献が期待されるが、他方で、特定の潜在的なリスクを有すると考えられる。そのため、サミット等における議論も踏まえつつ、様々な運用形態に応じて、実態把握に努め、リスクの所在を迅速に見極め、監督上の資源を振り向ける必要。監督指針におけるモニタリング調査を通じて対話を促進、実態把握、調査分析を行う。

### 無登録・無届業者の対応

文書等で警告し登録・届出を促す。故意による場合等には捜査当局への連絡等を行い、被害の発生・拡大を防止。

## 【監督手法】

### 1. 検査・監視部局との適切な連携の確保

### 2. 自主規制機関等との連携

- 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」のフォローアップと連携
- 「金商業協会のあり方について(中間論点整理)」を踏まえた対応のフォローアップ
- 暴力団等排除に関する証券保安連絡会を通じた連携、認定投資者保護団体の適切な認定

### 3. 金融商品取引業者等との関係

- 積極的な対話の促進による当局対応の透明性・予測可能性向上
- 必ずしも法令等違反でなくても公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、業務の方法の変更等を命ずることが可能となるため、法令規制の背後にある原則的な考え方、規制の趣旨・目的を踏まえた上での適切な内部統制が必要。そのため、経営者との十分な意見交換を行う。

### 4. 海外監督当局等との連携強化